**費用弁償等に関する規程**

**社会福祉法人**

**上庄保育園**

**社会福祉法人上庄保育園役員などの費用弁償等に関する規程**

**（目的）**

1. この規程は、社会福祉法人上庄保育園の役員の、費用の弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

**（定義）**

1. この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

**（役員の費用弁償）**

第３条　　役員の費用弁償はつぎのとおりとするものとする。ただし、常勤役員には、これを支給しない。

　　　２　　理事会及び監査・決済・その他の会議に出席したときは、1回につき１，０００円を支給する。

３　　役員が理事会・その他の会議（市外等）に出席するため、あるいは業務のために出張したときは、その費用を支給する。

　　　　　　　　　　　　　　　　半日・・・・・　2,000　円

　　　　　　　　　　　　　　　　１日・・・・・　4,000　円

**（改正）**

第4条　　この規程の改正については、理事会の決議を要する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。